

令和3年8月25日

第8回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第8回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第7号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和3年8月25日				招集場所	北川辺総合支所 第1・2・3会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後4時23分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
加須市農業委員会事務局					加須市経済部農業振興課				
局 長 大 熊 和 夫					課 長 駒 宮 敏 之				
次 長 小 川 修 一					主 事 足 立 直 弥				
主 幹 正 能 光					加須市騎西総合支所農政建設課				
主 幹 新 井 昌 典					主 事 関 根 祐 葵				
主 幹 関 田 毅					加須市北川辺総合支所農政建設課				
主 事 加 藤 正 則					主 任 福 富 加 奈 子				
					加須市大利根総合支所農政建設課				
					主 査 松 本 篤				

開会 午後 1時30分

○局長（大熊和夫君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻、若干回りましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

まず最初に、農業委員さん、そして最適化推進委員の皆様には、8月3日から24日までの期間、農地利用状況調査につきまして、大変猛暑の中、お忙しい中、現地調査実施していただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。



◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） それでは、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。お世話になります。

今、部長のほうからございましたけれども、8月には農地利用の状況調査ということで、推進委員さんとともに各地の遊休農地についての調査をしていただきまして、大変ご苦労さまでございました。なかなか解消というわけにはいかない部分もあるんですけども、今は、これ以上放棄地を増やさないとすることに集中すべきであって、過去のをどうこうするというのではないんですけども、何かいろんな手を使って、遊休農地をこれ以上増やさないと方向で頑張っていきたいと思っておりますが、よろしくご協力をお願いします。

話は変わりますが、北川辺は、ご存じのとおり、もう稲刈りを始めております。我々はちょっと特殊で、早生の品種をちょっと多く作っているんですけども、あきたこまちという品種で、大体うちのほうの集団というか、利用組合で、大体8俵半から9俵半、検査の結果もなかなか良質だということで、全部一等で農協に出したものは通っています。そういった意味で、今年はそれぞれ、収量的にも品質的にもいいかなという感じがいたします。なお、うちのほうの、お客さんの稲刈り、コシヒカリを23日に刈りました。結果は、やはり9.4俵ぐらいかな、そういうことで、何となく値段ではちょっと下がっても、収量が一割アップすれば、その差が幾らか違うかなという気もするんですけども。

そういった意味で、今年もここは収穫の時期に入りました。春の皆さん方のご努力が報われる年でございます、農家にとっては収穫の秋ということですから、それぞれいい季節を迎えるかなという気持ちでおります。

話も変わりますけれども、8月18日に佐久間農業委員さんの紹介というか、そういった形で、とか、に何かお米を直接供給するという農業法人がありまして、私どもの施設を見たいというもので、研修方々、訪ねてきました。私も付き合いました、2時間ほど説明をしたんですけども、時代で、だんだん農業に新しく、新規就農というか、担い手になっていただく方も、その企業だとか、そういう絡みの方が今後農業をする分野が増えてくる可能性もございます。

ただ、農家としては、本当に地域の皆さんと仲良く農業するというか、そういう部分が多々ありますので、ただ作れて売ればいいというものではございません。農家としての役割というものが地域とのつながりという部分で非常に大切なわけございまして、そういう点に関しまして、この農業委員会が果たす役割、そういったものに、今後とも農業委員の皆さん、また推進委員の皆さんのお力をお借りしまして、よりよい加須市の農業委員会、また、農業の現状について寄与するという意味で、皆さん方にお力添えを重ねてお願い申し上げます。言葉整いませんけれども、開会のご挨拶といたします。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。

◇

◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名のうち15名全員の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

◇

○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

7番 佐久間 尉 匡 委員及び

8番 松 村 文 夫 委員

の両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、以前地域の区長さんをしており、その頃から、当該申請地が不法投棄地となっているということで、そこを個人で譲り受け、耕作できる農地に戻すということがございます。譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は、地域の環境改善並びに自ら耕作するというので、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

8月19日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、この申請のある現地なんですけれども、先ほど話があったように、周りが田んぼで普通に米は作ってあるんですけれども、ここだけ若干盛土がしてあり、結構太い木が生えておりまして、ちょうどここは加須と久喜の境ぐらいの細い道になっていますので、時々いろんなごみが捨てられてしまって、これを買ってどうするのかなという気もするんですけれども、ご本人の意思をお聞きしたんですね、何年か前区長やっていたということなんですけれ

ども、その頃から、市役所の方に、何ていうんですか、いろいろ調整をして、何とかならないかなということだったらしんですけども、人の土地にいろいろ手を加えるのはできないからということで、この久喜市にお住まいの　　さんはちょっとした知り合いだったそうなので、買うというほどのものじゃないので贈与という形にして、自分の名義にして、ちゃんとした農地に戻したいということで、このちょっと上に、久喜の駅から北のほうに行く県道があるんですけども、　　さんが言うには、久喜から加須に入った途端、右側も草ぼうぼうで左側も草だらけでみつともないというようなこと言っておりまして、ここは道路から見えないんですけども、自ら、耕うんしたり、木を掘り起こしたりでやるから、お願いしますということでお伺いしましたので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は、高齢で耕作できないため、譲受人は、隣接地を耕作しており、効率的に経営規模を拡大できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、特に問題はないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君）　早川です。

先日20日の日に松本推進委員と　　さんのほうへお邪魔して聞きましたところ、前から耕作はしていたので、　　さんのほうではまた後継者がいないということで、どうしても買ってほしいということ saying it was that way. 何ら問題ないと思っておりますので、よろ

しくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

します。

次に、3番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は、相続により取得したが、本人が耕作できないため、譲渡人は、申請地が自宅から近く、効率的に耕作できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、特に問題ないと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

案件の報告の前に皆さんにお話ししたいと思います。本来ですと、地区担当推進委員の松村さんを同行して、現地調査を行うところでしたが、松村さんが体調不良のため同行ができませんでした。そのため、今回は柳田委員にお願いいたしまして、現地調査を行ってまいりましたことをご報告申し上げます。

それでは、案件のご説明に入ります。

8月17日に柳田委員と現地確認を行いまして、譲受人であります さん宅を訪問いたしまして、お話を伺ってまいりました。

譲渡人の さんは、 さん宅の2件隣の さん宅がご実家でありまして、今現在、ご結婚されて、久喜に居住されております。現地の2筆は、お米を今耕作、今年作ってありますけれども、 が さんが耕作されておしまして、 に関しましては、少し離れた方の別の方が耕作をされているそうです。 さんは、久喜に

お住まいですので管理ができないということなので、昔から知り合いであります さんに
に贈与したいというお話があったそうです。問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよ
ろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は、遠隔地に居住しており、耕作できないため、また、譲受人は経営規模拡
大のため、今回の申請となっております。譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、
特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この件につきましては、8月18日に推進委員の坂田さんと2人で、現地を確認するとと
もに、譲受人の さん宅を訪問しまして、本人からお話を伺ってまいりました。 さん
はこの土地の奥の土地を耕作しておりまして、入り口がないためにこの申請地を通して耕作
をしていたということございまして、このたび話まとまりまして、 さんから さん
が譲り受けるということになったということございまして、問題ないというふうに判断し
てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、特に問題はないと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

8月18日に坂田委員と2人で現地を確認するとともに、譲受人の さん宅を訪問し、本人からお話を伺ってまいりました。

この土地については、入り口が十分ない農地でございまして、いろいろ調整した結果、このたび さんが さんから譲り受けるということに決まったということございまして、やむを得ないというふうに判断しております。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「異議なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請につい

て」の8件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の7ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、申請人が所有地に長屋住宅1棟8戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものということであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

8月21日に野本・川島最適化推進委員の3人で、さん宅を訪れ、現地調査並びに聞き取り調査してまいりました。

話を聞きますと、現在の土地のところは米を作っておりますが、米の作付終了後、長屋住宅を造るという形で、本人も高齢になりまして、米の作付敷地も縮小したいという形で、長屋住宅という形で、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

4条の2番と5条の7番は、転用目的に関連があり、申請地も隣接していることから、一括にてご説明いたします。

それでは、分かりやすく、5条の7番からご説明いたします。

位置図の8ページ、それと土地利用計画図の5-7、4-2もこれ同じですけれども、ご覧ください。

本案件は、申請人が売買により土地を取得し、建て売り住宅1棟を建築するもので、また、4条の2、南の2番は、そのための接道要件、幅員を確保するための道路後退部分でございまして、いずれも資金計画等必要添付書が備えております。

また、現地調査を行った結果、いずれも第2種農地と判断され、5条7番は、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれるものということでございました。

また、4条の2番は、拡幅した部分を加須市が寄附採納を受けることを加須市道路課に確認しております。

以上のことから、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

8月19日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、この現地なんですけれども、この申請人の さんのすぐ目の前の土地でして、ちょっと若干ですね、草が生えておりましたけれども、適正に管理されておりました。この

さんは、私、昔、一緒に やっていた仲間だったんで、久しぶりだったんで話できるのかなと思って、自宅にお伺いしたんですけれども、奥さんが出てきて、ちょっと今、主人はいるんだけど寝込んでいるんでということで、話できなかつたんですけれどもね。話を詳しく聞いたところ、何年か前から、見たとおりのすぐそばの小学校も目の前ですし、日当たりもよくて、条件のいいところなんで、売ってほしいということで話があったそうなんです。この寝込んでいるのとは関係ないと思うんですけれども、今回、手放すというかな、形になったそうです。許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

はい。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認だけさせていただきます。

4-2のこの位置図を見ますと、道路後退線が斜めに、これ全部敷地に対して、途中から何か据え付けてあるんですけれども、これはどういうことなんですか。同じくくりのまま、敷地全部にいくんではないでしょう。それちょっと分かんないんで、分かりましたらお願いします。

○事務局（正能 光君） 現地のほうを確認しております、小学校のほうから、下から上へ上がるこのT字のところ、T字路のくい、まっすぐT字路ぶつかるところが三角の、何ていうんですかね、頂点といいいますか。下から来る道路に対して4メートル、この右に曲がるというんですかね、それでこのような形になっているのかなど。ちょっと道路課のほうには確認していないですけれども。

（発言する人多数あり）

○事務局（正能 光君） 事務局です、すみません。

ご説明いたします。下から行くT字路にぶつかる場所の左側、この路線がですね、市道の6381号線というんですけれども、このT字路の左側が4メートルある1項1号道路ということなんですけれども、4メートル、左側があって、右に曲がるほうが幅員の4メートルないんですね。それで、このような形になったと。このような形で4メートル以上で通り抜けということで、このようなちょっと変則的な形になったということでございます。

以上です。

○2番（江川芳夫君） 分かりました。

じゃ、T字路の左側、幅員が違うってということなんですね。

○事務局（正能 光君） そういうことです。

○2番（江川芳夫君） 簡単に言うと。

○事務局（正能 光君） はい。

○2番（江川芳夫君） これ、4、117って書いてあるから、4メートル11センチはありますよという意味なのかな。片方が後退線を入れて4メートルだから、この擦りつけで7になっていると。そういう理解でよろしいですか。

○事務局（正能 光君） はい、そうです。

○2番（江川芳夫君） はい。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の7番の水深地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の礼羽地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、申請人が将来的な生活の安定を考え、自己所有地に長屋住宅を建築し、賃貸住宅を経営するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

8月17日に榎本推進委員と2人で申請者の 宅へ伺いまして、 様から話を聞いてまいりました。

申請の事由と転用の目的は、議案書記載のとおりでした。

次に、3人で現地確認をいたしました。現地は、地図のとおり、周辺は住宅が点在しているところで、自宅の西隣がこの申請地でございます。こう申されまして、伝えてきまして、雑草もなく、きれいに管理されておりました。このようなことから、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の北川辺地区の案件及び議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1番の北川辺地区の案件、さらに議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の17番の北川辺地区の3つの案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

4条の4番、それと、5条の17番及び議案第3号の5条の計画変更の申請につきましては、譲受人、事業計画等の関連がございますので、一括にてご説明いたします。

それでは、分かりやすく、順を追って、5条の変更計画から順にご説明いたします。

まず、位置図は全て10ページ、それと、土地利用計画図は、一番最後のページの5の変更と4-4をご覧ください。

今回、まず、4条の2筆は、令和2年8月5日付で倉庫及び事務所敷ということで許可となったものでございます。その後、進捗はなく、何も事業をやっていないで、隣接地の

を含め、区画、配置等の全体計画を見直すことということで、5条の変更申請がございまして、許可となった筆につきましては、所有権移転が済んでおりますので、4条の4番で倉庫敷部分ということになっております。隣接地の、今回含める隣接地は、5条の17番で、事務所敷ということで敷地拡張をするもので、必要添付書が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、地域の居住するものの業務上必要な施設に該当し、許可の見込まれるものということでございまして、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○12番（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は12番、小倉でございまして、現地調査及び補足説明をいたします。

8月14日、高橋、細谷両委員さんとともに

の現

地を見て、その隣の案件について、土地についても調査をしてみました。

本人から説明を聞こうと思ったんですけども、お盆休みですか、よく分からないですけども、門が閉まっていて、後日、代理人の 氏に電話をして、確認をしたところでございます。

今回の案件は、事務局から説明がありましたが、以前の事務所の建設の許可から何も行っていませんでしたので、さらに、隣地を含め、区画をして、事務所と倉庫を建てたいということで、代理人の さんに話を聞くと、本人の話では、中古トラック等の販売、輸出が順調で、売上げが伸びており、部品や整備品の機械類等を入れる倉庫や、できればもう少し敷地を広げたいということでした。なお、この譲渡人の さんについては、これは相続で所有している農地だということでございます。

事業の変更計画と所有地である4条及び5条の申請について、1種農地の不許可の例外でもあり、許可相当と判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） 本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、4番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1番の北川辺地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の17番の北川辺地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の11ページ及び土地利用計画図の4-5をご覧ください。

本案件は、物流倉庫の開発計画に伴い、接する開発道路を幅員5メートルで通り抜けできるように、拡幅及び隅切りを確保するもので、必要添付書が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、施工後には加須市が寄附採納を受けるといふことで、道路課に確認しております。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

8月17日、柳田委員と現地確認を行いまして、申請人でありまふ さんのお宅を訪問し、奥様にお話を伺いました。

この案件に関しましては、2月に物流倉庫の開発計画地に隣接している土地でありまして、隅切り道路に整備して、加須市に寄附採納するといふことでした。問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたしまふ。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたしまふ。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありまふので、許可相当とすることに決定をいたしまふ。

次に、6番の原道地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたしまふ。

位置図の12ページ及び土地利用計画図4-6をご覧ください。

本案件は、申請人が中古車の車両を置くための駐車場を整備し、販売店を営む会社へ貸し付けるといふもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地確認を行った結果、第2種農地と判断され、分筆した残りの南側の農地も耕作に支障がないといふことから、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

8月17日、柳田委員と現地確認を行い、申請人であります さん宅を訪問しましたが、ご不在でしたので、代理人であります さん立会いの下、改めて8月19日、柳田委員と現地確認でお話を伺ってまいりました。

現地は、草が生えてはおりますが、最低限度の管理はされている状態ではあります。

さんは、相続で取得されておられて、会社員のため、なかなか耕作できないので、前から貸したいというお考えでした。今回、不動産会社を通しまして、中古車販売会社の車両置場として使用したいというお話があったそうです。この中古車販売会社は、東松山にありまして、取引先が久喜、春日部方面が多く、整備した車両を置く場所を中間地点でもある加須周辺で探していたということでした。契約期間は20年だそうです。問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の13ページ及び土地利用計画図の4-7をご覧ください。

本案件は、申請人が高齢のため耕作できないということで、自己所有地に長屋住宅を建築し、賃貸住宅を経営するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可が見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

8月18日に担当の坂田推進委員と2人で現地を確認するとともに、 さん本人からお話を伺ってまいりました。

場所につきましては、工業団地、また、農家集落の中でございまして、現在も隣に長屋住宅があるような状態の場所でございまして、現在は畑として使用しているという状態でした。

今後のことを考え、長屋住宅を造って、貸し付けたいということでございまして、立地条件的にもやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の14ページ及び土地利用計画図の4-8をご覧ください。

本案件は、埼玉県の中川河川拡幅工事による公共移転で、申請人が自己所有農地に農家住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地判断されますが、許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、適合証明により見込みがあるということでございまして、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

8月18日に坂田推進委員と2人で現地の確認及びお話を伺ってまいりました。

この案件につきましては、昨年8月の農用地の除外案件でございまして、そのときにも

う既にお話を伺っておりましたが、改めて確認を行いました。中川河川の拡張工事に伴います公共移転ということでございまして、現在の宅地の前に建てるとということでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の25件を議題といたします。

初めに、1番の加須地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の15ページ及び土地利用計画図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、済生会加須病院の職員駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、病院の開院に伴う職員駐車場の確保ということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

8月21日に推進委員の野本さん、川島さんと3人で譲渡人の さん宅を訪れ、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。話によりますと、病院の職員の駐車場で借りたいという形で話があったそうです。現地見ましたらば、管理もちゃんとされており、何ら問題なく、

許可相当と判断をしまいいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の加須地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の2番、3番は、譲受人、譲渡人が同一で、利用目的も関連しておりますので、一括にてご説明いたします。

位置図の15ページ並びに土地利用計画図の5-2・3をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、調剤薬局及びその駐車場を整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、その駐車場も含め、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

議案の2番、3番ですけれども、同じ人でございます。

やはり8月21日の日に推進委員の野本さん、川島さんと3人で譲渡人の さんを訪れ、また、現地調査を行い、聞き取り調査をしまいいりました。

話によりますと、 ですね、この関係の賃貸借権という形で、調剤薬局並びに調剤薬局の駐車場という形で借りたいということで話があったそうです。そういう形で、その場所につきましても管理もちゃんとされておりました。何ら問題なく、許可相当と判断をしまいいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり8月21日に推進委員の野本さん、川島さんと3人で譲渡人の さん宅を訪れ、話を伺い、現地調査してまいりました。

場所につきましては、高速道路の側道の辺でございまして、作物が作られておりませんでした。ここを住宅建てられる形で話があったそうです。何ら問題なく、許可相当と判断をしてまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） すみません、事務局なんですけれども。

○会長（小倉和夫君） はい。

○事務局（正能 光君） すみません、先ほど説明で贈与って申し上げましたけれども、これ、売買の間違いでした。贈与でなく、売買です。よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大桑地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地の一部を借り受け、建設現場作業員の駐車場として10か月間の一時転用とするもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地ではありますが、川口工業団地内の物流倉庫建築現場の従業員のための駐車場を確保するもので、10か月間の一時転用で、利用後は農地に復元する計画でございますので、やむを得ないものと思われまゝ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり8月21日の日に推進委員の野本さんと川島さんと3人で さん
宅を訪れ、話を伺ってまいり、また、現地調査並びに聞き取り調査してまいりました。

この現地につきましては、土地改良区内の土地でございまして、なかなか農家の人が出入りが激しいわけでございますけれども、このところを一応転用したいということでございまして、倉庫を建てるのが川口らしいんですね。その周辺を探しましたが、なかなか駐車場見つからないという形で、現況の土地改良区なら、一応作業員の駐車場として転用したという話がありました。そういうことで、やむを得なく許可相当としてまいりましたけれど

も、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 確認をさせていただきます。

11番、柳田ですけれども、場所をよく、この図面だけで分からないんで、ちょっとお話し伺いたいんですけれども。これは1種農地じゃないんでしょうか、感覚として。こんな有用地を、本当にここしかないのか、何かもう少し条件、あまりにもいい農地を。

○1番（野口悦夫君） じゃ、私のほうから。

いい農地なんですけれども、土地改良をやったの昭和53年だったんですね。その後、元の地主さんがいろいろありまして、
さんの手に渡ったみたいなんです。その後、
さんで埋立てをして、ミカンとか梅とかあったんですけれども、最近はまだ全然枯れちゃって、何本か残っているぐらいなんです。ただ、ちょうど土地改良区の間辺りなんです。ちょうど幹線道路の、大桑小学校から川口へ抜ける道のところの左側、北側なんですけれども、それと、機場がある葛西用水から、あそこもやはり
さんの土地なんです。結局、川口を探したけれどもないという形で、地元だと、絶対これは、農繁期、刈取りとか、田植えの時期にちょうど一番困る時期なんです。ただ、この
の
さんと話したんですけれども、一応稲刈り終わってから、10月先になるんだろうという話なんですけれども、なるべく出入りは気をつけますよという話で、ただ、出入り、一番ね、コンバインとか入って、出入りするところは一番困る時期なんですけれども、一応念を押してきたんですけれども、ただ、やむなくって今話したんですけれども、本来ならば、ちょっと許可したくないんですけれども、条件を整えば、これはしょうがないかなという話だと思うんですけれども、私のほうとすれば、やむなく許可相当という話をしました。ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（正能 光君） ここは、1種じゃなくて、青地なんですよね。

（「青」と言う人あり）

○事務局（正能 光君） 青、はい。青で、ここは、水位が低くないんですよ。

（発言する人多数あり）

○11番（柳田 浩君） 周りの農家等の説明はどうなんでしょうか。

○1番（野口悦夫君） それはね。私どもも、一応、機場管理組合というふうに名前変わったんですけれども、組合長にも話はしたんですよ。ただ、地元のやっぱり役員に話してこない

とまずい。ただ、農業委員だけで決めちゃってもまずいんで、一応もし何かあったら農業委員会では、こういうことで来てくれという話はしてあるんですけども。

○11番（柳田 浩君） 了解です。

○1番（野口悦夫君） いろいろありがとうございます。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○事務局（正能 光君） 一応10か月間で、また畑に戻るということですよ。

○1番（野口悦夫君） 長くて10か月

（発言する人あり）

○会長（小倉和夫君） いかがでしょうか。松本さん。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

この さんは、犯罪とかを犯した方を更生するときに、そういう方を優先的に雇用して、使っている会社という、実は、私もちょっとそういうのに関係してまして、たまには地域のためにも貢献していますので、少しは、 で、この会社が協力雇用にしてまして、そういう犯罪をした方を優先的に使って、更生させる、そういう面でも一応ちゃんとやっている会社だと思いますので、よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） はい、分かりました。

ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の17ページ及び土地利用計画図5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地、14区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

8月19日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。まず、現地なんですけれども、この辺は陸田になっておりまして、新川用水よりも高いところなので、米を作るとしたら、井戸でくむような形になっておりまして、現地は、何年か前はお米作っていたと思うんですけれども、ほとんど草むらに近いような形になっておりまして、迷惑がかかるというほどではなかったんですけれども、そんなような状況でした。

次に、面積の多い さんのお宅に行ったところ、ちょっと留守でして、この申請地の右上のところは さんですね、留守だったものですから、1軒隣の さん、 さんのところをお伺いしたところ、これまた留守でして、すぐ隣がここに さんてありますから、これがこの真ん中の さんていうんですか、こちらの方にお伺いをして、本人が出てきたので、詳しく話を聞いたんですけれども、この辺の人は、もう農機具みんな持っていないし、田植機もうまくできないし、この道路の下ですね、ここももう、100軒でもないですけれども、80軒ぐらいもう建て売り住宅がこの辺建っておりますので、あまり迷惑をかけるのも何だということで相談した結果、今回建て売り住宅でもしようがないのかなということでお話を伺いました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の水深地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、園職員の駐車場を確保するもので、資

金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、園職員の駐車場が不足しているため、6台分を確保するというごさいます、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく8月19日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

まず、この現地なんですけれども、新川のそばで、面積的にはかなり少ないんですけれども、それなりに管理がされておりました。その後、
って地元では呼んでいるんですけれども、そちらの理事長さんから直接お話をお伺いして、何年か前から、この譲渡人の
さんのほか、少ない土地だから、ただであげるから、何かで使ってくださいよというような申出があったそうなんですけれども、そのとき理事長さんは、じゃ、買うことになったというような話をそのときしていたんですけれども、こちらの資料には賃貸借権30年って出ていますので、もしかしたらこの資料の間違いということもあるかもしれないので、その後、
分かりましたということで、帰って、事務局の正能さん並びに代理人の
さんという
中間の事業者のほうに確認したところ、この内容で間違いがないということなので、多分理事長さんの勘違いというか、書類が簡単なほうがいいのかというのは言っていたんで、多分このことでは間違いがないと思うんですけれども、これ、許可が下りた後に本当に勘違いされては困るので、この辺だけもう一度確認して、相手にちゃんと伝えてもらえますかということで話はしておりますので、問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○事務局（正能 光君） 事務局からよろしいでしょうか。

○会長（小倉和夫君） はい。

○事務局（正能 光君） 事務局のほうから、代理人の
さんですね、賃貸なのか、それか売買なのかというのは、再度直接会って、確認しまして、賃貸借契約を結ぶとい

うことで準備進めてということでしたので、これ、賃貸借契約ということで、資料のとおりでございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の志多見地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されており、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

やはり20日の日に松本推進員と現地で代理人の方とお話を聞かせていただきました。

現地は、今現在は草がいっぱい生えているところなんですね。これをきれいにして、そこに太陽光を設置するという話はお聞きしています。

これは、業者さんが2件入ってまして、その2件とも同じ場所なんです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、また、申請地は線引き以前から宅地と一体で住宅敷として利用してきたものでございますので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 早川です。

やはり20日の日に松本推進委員と さん宅へ行って、お話を聞かせていただきましたら、以前から宅地として使用していたものですので、何ら問題ないかとは思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間も経過しましたので、ここで休憩をします。

暫時再開ということで、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 時間も経過しましたので、休憩を解きます。



○会長（小倉和夫君） 次に、12番の田ヶ谷地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建て売り住宅2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

8月17日に推進委員の渡辺さんと、現地で代理人の さん、建築事務所ですね、さんの立会いをいただきまして、聞き取り、それから現地調査を行ってまいりました。

まず、譲渡人の さんですが、旦那さんに亡くなられてから、ここのところ、6月、7月、8月と連続して農地を処分して、連続して案件が上がっているわけですけれども、今回もこの三角地も、現地は草が生い茂っておりまして、背丈ぐらい生い茂っているような状況で、作付等はずっとされていないような現状でございました。一応、計画では2棟建つ計画でございますけれども、特段、周辺との関係についても、排水は集落排水につながまれるし、何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の鴻基地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の25ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、会社法人の駐車場として整備するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、本案件は、令和2年度除外を完了し、第2種農地と判断されたもので、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（江川芳夫君） 2番。

本件につきまして、18日に推進委員の小坂さんと2人で現地を確認してまいりました。

まず、 という会社でございますが、位置図にありますとおり、これは、久喜市、昔の菖蒲町にまたがる、工場一帯が菖蒲にまたがっております。事務所の所在が近いということで、この地図の、位置図の25ページの位置図のずっと下まで開発もして、久喜も開発やっているところもございます。昔から、この という会社が来たときから、この2筆については何か取得する予定だったらしんですが、農業をやるということで売らなかったという土地で、実際は今の工場の中にあった土地だそうです。代地で外へ出たというもので、土地がこの2名、たまたまもう代替わりしたものですから、お互いこの と

さん、これ相続で取得した土地ということなんで、このたび話が調いまして、敷地の拡張と駐車場で拡張ということで、また、 という会社は、全国組織、大阪にある会社で、 っていうのかな、あれのストック場所ということで、全国では何か40か所ぐらいあって、危険物輸送のパイオニアだそうです。車両も400台近くある大規模な危険物輸送、だから危険物倉庫の企業だそうです。また、特に除外も終わっているということですし、それで問題ないというふうな判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の鴻基地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の26ページ及び土地利用計画図5-14番ご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江川芳夫君) 本件につきまして、18日、推進委員の小坂さんと譲受人の代理人さんの立会いの下、現地にて確認してまいりました。

本件の土地につきましては、以前に分筆をして、この位置図にあります左側のところで既に1軒立っております。その残りの部分ということで、 が2つに分けて、今回

ですが、これに住宅を建てるということで、それで、この周りにつきましては、この位置図にあるとおり、アパートや新しい住宅が建っておりまして、あまり農地が見当たらなくなっております。そんな関係で、今回不動産屋を通じて、 さんが取得して、自己用住宅を建てるということだそうでございますので、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の高柳地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の27ページ及び土地利用計画図5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということでございました。一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

8月20日の日に推進委員の金子さんと さん宅を訪問して、聞き取りと現地調査を行いました。

さんの奥さんが さんの娘さんでありまして、今現在は、現地から500メートルぐらい離れたところに、この説明書きで義父所有の家とあるんですけども、これ、以前 さんの弟さんが住んでおりましたけれども、亡くなりまして、しばらく空き家だったんですね。そこを借りて、住んでおりました。ただ、築後相当たっていますので、古くなった点と子供さんが大きくなったんでちょっと手狭になったと。どこか造るという話になったんですけども、 さんの奥さんが健康が優れないものですから、じゃ、うちの前に空いているから、ここに建てたらどうかということになりまして、将来的に面倒見るという意味合いも含めて、前に建てることになったそうです。現地は、前はたしか畑だったんですけども、かなり草が生い茂っていたと思うんですけども、現況は刈り込んでありまして、きれいになっておりました。いろいろな理由がありまして、やむを得ないかなという判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明します。

位置図の28ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷を拡張するもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張で不許可の例外に該当し、平成29年物件購入から、敷地が不整形地で生活に不便を来していたため、利便性の向上であり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

8月15日に推進委員の石川さんと、現地にて、さんとさんの立会いの下、現地確認とお話を聞きました。

さんは、3年前に申請地の隣の住宅を購入しましたが、何せ宅地が不整形のため、車の出し入れも不便で、隣のさんに相談したところ、売買に応じてもらえるということで今回の申請となりました。

現状からして、許可相当判断しましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の東地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の29ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、ジャガイモ等野菜を作付するために農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地ではございますけれども、盛土をし、野菜等を耕作するための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

8月15日に推進委員の町田さんと現地確認に行っていました。

譲受人の の代理人 さん、譲渡人の さんの奥さんと現地で会いまして、いろいろお話を聞きました。低い田んぼなので、水はけが悪いため、土盛りをして、ジャガイモやキャベツなどを作付したいとのことでした。何も問題なしと判断し、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番から23番の豊野地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

5条の19番、20番、21番、22番、23番は、申請地が隣接した自己用住宅の建築で、20番の一部の面積を除きまして、譲受人がいずれも同一で関連性がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図の30ページ及び31ページ、さらに土地利用計画図の5-19・20・21・22・23をご覧ください。

この5件の案件につきましては、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築、もしくは一部住宅敷の一部とするもので、資金計画等必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、5件の案件は全て2種農地と判断され、いずれも開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものということであり、一般基準、立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 本案件につきましては、19日に推進委員の坂田さんと2人で、現地にて、これらの申請人の代理であります さんに立ち会っていただきまして、お話を伺ってまいりました。

これらは、 さんの屋敷の半分と裏にあります山林、池沼等に6棟の宅地分譲を行うということでございまして、それらに伴う申請でございまして。この周辺につきましては、もう多くこういうような分譲住宅が建っている状態でございます、もうほとんど集落内の農地ということで、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決を行います。

まず、19番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、20番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、21番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、22番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、23番の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、24番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。

位置図の32ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、小麦を作付するために土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地ではございますけれども、盛土をし、小麦を作付するための農地改良で期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田です。

8月22日に坂田推進委員と2人で、現地にて、
さん、それから譲渡人の
さん、お二人とお話伺ってまいりましたが、この土地については、昨年12月に3条で取得した農地でありまして、
さんが取得した農地でありまして、これらを水稲から小麦に変更して、管理していきたいということで、農地改良をお願いしたいということでございまして、いい農地なんですけれども、本人の経営上の考え方で小麦にしたいということでございまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ございましたらよろしくお問い合わせください。

○会長(小倉和夫君) ございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

24番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、25番の豊野地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

位置図の33ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、農用地ではございますけれども、盛土をし、1年目、土作りをし、2年目以降はアブラナ科等の試験栽培をするための農地改良で、期間は3か月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

この案件につきまして、18日に坂田推進委員と2人で、現地において、 の代理人の
さん、それから、 さんに立ち会っていただきまして、お話を伺ってまいりました。

この案件につきましては、昨年12月の3条で取得した土地でございます。周囲は
さんのほとんど試験農場になっておりまして、この土地について、約2反近くある土地
でございまして、圃場の拡大ということで取得した土地でございまして、水田でござい
ましたので、これを形に変えるということございまして、特に問題ないというふう
に判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

ちょっと確認したいんですが、この とその上の道路の間のこの2筆というものは、田んぼでそのまま残るわけでしょうか。

○11番（柳田 浩君） 柳田です。

その上の3筆、これは一体の農地で水稲作付をしている農地でございます。そういう中で、たまたま今回の場所につきましては、同じ人がこのL形で持っていたということで、売買があつて、今回農地改良ということで、右側が全体の試験場、試験農場になっておりますので、隣接土地ということで、やむを得ないという判断をいたしました。

○14番（関口豊充君） 要はこの と道路の間の田んぼが、水の、用排水の関係で影響がなければ、別にいいので、その確認の意味でお伺いしました。

○11番（柳田 浩君） 特に問題ないというふうに考えております。

○会長（小倉和夫君） よろしいですか。

ほかに何かございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農業地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業）でございますけれども、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分10筆、面積につきまして2万142㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われまして、法的効力が発生するものでございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農業地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手全員」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に係る事項について、議事に参与することができない。」に、私、小倉和夫が該当しますので、議事の間退席をいたします。議事進行については柳田職務代理にお願いしたいと思います。

（小倉和夫委員退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしくをお願いします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画案につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受け希望者の公募に応募した方に中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けまして、希望者へ農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がございましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第6号の審議が終了しましたので、退席している小倉委員の入室をお願いします。

（小倉和夫委員入室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。

○会長（小倉和夫君） 一通りの議事が進んだわけですがけれども、次に入る前に、5分間休憩をいたします。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時36分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） 休憩を解きます。

◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第7号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

審議に入る前に、本日の進め方について、委員の皆さんにご了解をいただきたいというこ

とでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（小川修一君） 議案第7号の加須農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の第3条の2の規定に基づきまして、市長が農業委員会へ、当計画の変更に当たってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますけれども、皆さんのお手元にある2枚の両面、議案第7号と銘打ってある加須農業振興地域整備変更申出総括表がございますけれども、そちらご覧になって、見開きで見ていただくと、こちらの左から2列目に、農用地区域番号ってアルファベットがあるかと思えます。加須全体を7地域に分けて、Aから順にGまでアルファベットを振ってありますけれども、説明は、このアルファベットごとを一括して、農業振興課の担当者のほうから説明をさせていただきます。

そのアルファベットごとにご意見、ご質問等をいただいて、各案件に対して、農業委員会として意見を付すかどうかを決めていただきますので、よろしくをお願いします。

資料の確認ですが、総括表と位置図及び事業計画図、参考資料になります。お手元にごございますでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○事務局（小川修一君） 資料皆さんおそろいのようなので、農業振興課のほうから説明をさせていただきます。

○農業振興課（関田 毅君） それでは説明させていただきたいと思えます。

改めまして、こんにちは。農業振興課の関田でございます。

説明に入る前に、担当の自己紹介させていただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

本日、農業振興課長で来ています駒宮でございます。

○農業振興課長（駒宮敏之君） 駒宮です。よろしくお願いいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 続きまして、農業振興課の足立でございます。

○農業振興課（足立直弥君） 振興課の足立です。よろしくお願いいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 続きまして、騎西総合支所の関根でございます。

○騎西総合支所（関根祐葵君） 関根です。よろしくお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 続きまして、北川辺総合支所農政建設課の福富でございます。

○北川辺総合支所（福富加奈子君） 福富です。よろしくお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 最後に、大和根総合支所農政建設課の松本でございます。

○大利根総合支所（松本 篤君） 松本です。よろしくお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきたいと思ひます。

皆様には、資料といたしまして、議案第7号の総括表、あとは、除外に係る位置図及び事業計画図、次に、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画（案）、参考資料といたしまして、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（通称27号計画）についてというものがお配りしているかと思ひますので、ご確認をお願いいたします。

まず最初に、総括表をご覧いただけたらと思っております。

まず、見開きからなんですけれども、左から、事案番号、農用地区域番号となっており、4列目からは、該当する土地の所在地や地積と続きます。その後、除外の事由、事業計画者、代理人、土地の所有者となっております。そして、一番右の備考欄でございますが、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

今年度の全体件数につきましては、除外が23件ございます。除外については、地域別で、加須地域が6件、騎西地域が9件、北川辺地域が1件、大利根地域が7件、目的別では、住宅が11件、敷地拡張が6件、資材置場が1件、特別養護老人ホームが1件、店舗が1件、携帯電話無線基地局が3件となっております。

次に、位置図及び計画図をご覧させていただきたいと思ひます。

表紙を開いていただきますと、事業番号の順に見開きとなっております、左上に事業番号を記載しております。開いていただいた、上が位置図、下のページが事業計画図となっております。

続きまして、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画（案）と参考資料をご覧いただきたいと思ひます。

これは、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に基づき、加須市が策定する地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、通称27号計画と言われるものの案となっております。これは、加須農業振興地域整備計画を補完する計画でございます、土地改良事業の完了後、8年未経過の受益地については、原則除外ができないということになっておりますが、27号計画で種類、位置、規模が定めている施設の用に供する土地については、除外ができることとするものです。

除外を許容できる受益地・施設については、参考資料をご確認ください。今回の議案の中では、大利根地域の住宅が1件、騎西地域の敷地拡張が1件が対象事案となっております。

それでは、資料のご説明をいたしますので、総括表と位置図及び事業計画図をご覧になりながら、お聞きください。

まず最初に、総括表の事案番号1番の敷地拡張が1件ございます。

事案番号1ですが、除外事由といたしましては敷地拡張です。

事業計画者は、娘夫婦、孫2名の5人で、計画者の戸建て住宅に居住しておりまして、自動車を3台所有しております。計画者宅の駐車場が不足していることから、所有者から土地取得を承諾を得て、今回計画となっております。申出地は、周辺の農地を分断することなく、計画者と一体利用できるため、周辺の営農には支障はないと思われまます。

事案番号1の説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当者から担当の説明がありましたが、本件についてご質疑、ご質問があったらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認をいたします。

事案1については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、事案2から事案5について、担当からの説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 続きまして、事案番号2から5番、分家住宅が2件、敷地拡張が1件、資材置場が1件です。

まず、事案番号2でございますが、除外の事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻と2人で借家に居住しておりまして、今後子供が生まれ、家族が増えた際に手狭になることを考え、所有者である祖父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、祖父の家と隣接した場所であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号3ですが、除外事由といたしまして、分家住宅でございます。

事業計画者は、祖父母、両親、妻、兄と実家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である祖父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、現在居住している実家から徒歩5分の距離に位置しています。

続きまして、事案番号4ですが、除外事由は資材置場です。

事業計画者は、土木・建材販売業です。

土砂の注文が増加していることから、資材置場の設置を計画しております。

申出地は、周辺の農地を分断することなく、既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。

続きまして、事案番号5、除外理由は敷地拡張です。

事業計画者は運送業です。

既存の従業員用駐車場を貨物車両の旋回スペース確保に使用するため、隣接地への従業員用駐車場の変更を計画しております。

申出地は、周辺の農地を分断することなく、既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われます。

事案番号2から5の説明は以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご質疑、ご質問がありましたらお聞かせください。

加須地区第2地区ということで、特に担当地区の方は、ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

（「ちょっと確認させてください」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい。

○11番（柳田 浩君） 事案番号5番、計画図と案内図でちょっと、車両の回転の絵が描いてある場所というのは、対象はどこですか。

（発言する人多数あり）

○農業振興課（関田 毅君） 事業計画図のとおり、この位置図の さんの東隣の土地については、もう既にこの事業計画図どおり既存の駐車場になっておりまして、ここを結構大きなトレーラーが何十台も止まっているところがございます、ここに今、従業員の車も止まっている状況で旋回ができないという状況で、今回、この駐車場の南側について、除外として、従業員の駐車場として除外したいという申出がございました。

（「分かりました」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） はい、どうぞ。

○8番（松村文夫君） 松村です。

事案番号4番というの、これについては、この前一時転用の申出がありまして、そのとき、申請人の さんから話を聞いておりまして、そのときの話と今回のこの申請内容は同じ

でございますので、問題ないと思います。

それで、事案番号5番ですね、これについては、特にこういう計画はあるんだということは さんのほうからも聞いていました。今の説明と同じ、合致していますんで、これについても問題ないというふうに考えております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案2から事案5については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定をいたします。

次に、事案6について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 続きまして、事案番号6でございます、分家住宅が1件です。

事業計画者は、両親、兄、妻、子と実家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である妻の父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、実家と隣接した場所であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

事案番号6の説明は以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

何かありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 自分の担当地区の意見を特に重要視というわけじゃないんですけども。

ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案6については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案7から事案12について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 続きまして、事案番号7から12で、分家住宅が4件、敷地拡張が1件、特別養護老人ホームが1件でございます。

まず、事案番号7ですが、事由といたしまして分家住宅です。

事業計画者は、妻、子供と社宅に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である妻の父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、妻の父が所有する土地の中から、道路条件及び営農に支障がない土地ということ踏まえて、検討しています。

続きまして、事案番号8、除外理由は分家住宅です。

事業計画者は、両親、妻と実家に居住しており、今後子供が生まれ、家族が増えた際に手狭になることを考え、所有者である妻の父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、妻の実家から通りを挟んだ隣接した場所であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号9、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻と借家に居住しており、今後子供が生まれ、家族が増えた際に手狭になることを考え、自己所有地の中から営農に支障がない適地を選定したところ、今回の計画となりました。

計画地は、実家から通りを挟んで隣接した場所であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号10、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、借家に居住しており、所有者である父、祖父の承諾を得て、今回の計画となっています。

計画地は、計画者の実家の隣接地であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号11、除外事由は敷地拡張です。

事業計画者は、弟、妻、子供と自己所有の戸建て集宅に居住しております。住宅が老朽化しているため、建て替えを計画したところ、既存敷地が建築基準法の接道要件を満たさないため、建て替えに当たって、進入路の拡張を計画するものです。

計画地は、土地改良事業完了後8年未経過の土地ですが、今年度策定する加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に種類、位置及び規模を定めることで除外を行います。

続いて、事案番号12、除外事由は特別養護老人ホームです。

事業計画者は、騎西地域での特別養護老人ホームの新設のため、埼玉県及び市の担当部局と協議し、今回の計画となりました。

計画地は、周辺の農地を分断することがないため、周辺の営農等には支障は出ないと思われれます。

事案番号7から12の説明は以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

12番の特別養護老人ホームの件なんですけれども、ちょっと大きなプロジェクトなものですから、地主さんと病院に一応お話を聞きに伺いました。

土地は、以前はこれ梨畑でありまして、持ち主は隣の さんなんですけれども、不動産業やっております、長らく、開発もできないものですから、自分でトラクターで草の管理をしております、今回はできれば売りたいんで賃貸でどうかなという話をしたいんですけれども、賃貸では県のほうで許可にならないということで、売却することになったそうです。

それから、病院、これ なんです、かねてより加須市のほうから、騎西地域に老人ホームを造りたいと、そういう意向があったらしくて、何回か打診受けていたそうなんです。ただ、いかんせん土地がなかなか見つからないもので、たまたまさんのところに相談に行ったら、うちの脇の土地を使ったらどうかという話になりまして、今回の案件に至ったそうです。

特別養護老人ホームの許可も何か利根地域、行田から、蓮田、幸手辺りまでの区域で1件しか許可にならないらしいんで、必ずしもこれが通って、すぐできるという話じゃないらしいんです。ただ、経営本体が病院なものですから、ある程度その辺は有利じゃないかと、事務長さんは話しておりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかに何かございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案7から事案12については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さ

ないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定をします。

次に、事案13から事案15について、担当からの説明をお願いします。

○農業振興課(関田 毅君) 続きまして、事案番号13から15で、分家住宅が1件、敷地拡張が1件、携帯無線基地局が1件でございます。

まず、事案番号13番ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻、子供と借家に居住しておりますが、手狭になってきたことから、妻の所有地から住宅の建設できる土地を選出したところ、今回の計画となりました。

計画地は、周辺の営農に支障のない土地であり、また、計画者の妻の実家に隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号14、除外事由は携帯無線基地局です。

事業計画者は、通信事業者で、該当地以外では地権者の承諾が得られなかったため、申出地での計画となりました。

なお、携帯電話基地局は公共性の高い事業であることから、計画者の事業計画で事業を進められるため、本事案については既に設置済みの事案となります。

続きまして、事案番号15、除外事由は敷地拡張です。

事業計画者は運送業です。

トラック運転手の業務開始・終了時のアルコール検知器での検査が義務づけられたことで、検査を行う事務所近くにトラック用駐車場を用意する必要があり、今回の計画となりました。

なお、今回の申出地は、以前の土地利用者が除外手続や農地転用を行わず、駐車場として活用していたため、計画者より、今後このようなことがないように、農地法等の関係法令を遵守する旨について顛末書を添付しております。

申出地は、周辺の農地を分断することなく、既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま。

事案番号13から15の説明は以上でございます。

○会長(小倉和夫君) ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

(「ちょっといいですか」と言う人あり)

○2番(江川芳夫君) この15番の申出書の社名は同一なの。申出の社名が違うんじゃない、

形が全然。

○農業振興課（関田 毅君） はい。位置図と事業計画図、ちょっと見ていただいて、位置図については、L字型で一部分がちょっと網かけになっていると思うんです。その位置が今回の事業計画図でいうところの……

（発言する人多数あり）

○農業振興課（関田 毅君） 12番。

（「12、13にかかっている」「12もかかっている」と言う人あり）

○農業振興課（関田 毅君） 駐車場のことですね。駐車場の区画の⑫⑬の部分にL字でちょっと分筆線に入っていると思うんですけれども、ここの部分だけが転用がされていなかったと。

○2番（江川芳夫君） この小っちゃいの、そうなの。

○農業振興課（関田 毅君） そうなんです。

○2番（江川芳夫君） 何だ、分かんねえや、これじゃ。

○農業振興課（関田 毅君） 全体では、位置図の中の事務所がちょっと、L字の網かけになっているすぐ北側に事務所がありますが、そこまでが全体の駐車場になっておりまして、その中の、ちょっと真ん中の、今度はL字型の区画線の⑫⑬番のL字の分筆した部分の除外という形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案13から事案15については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案16について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 続きまして、事案番号16で、無線基地局が1件でございます。

事案番号16につきましては、事業計画者は、通信事業者で、該当地以外では地権者の承諾が得られなかったため、申出地での計画となりました。

なお、携帯電話基地局は公共性の高い事業であることから、計画者の事業計画で事業を進

められるため、事案番号14と同様、本事案についても既に設置済みの事案となっております。

事案番号16の説明は以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当の説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

事務局の説明のとおりだと思うんですが、確認なんですけれども、隣にホームセンターがあるんですが、やっぱり申出地以外は断られたということなので、それでよろしいでしょうか。

申出地のところは稲が植わっているところなんです。そこへ、実際もう電柱で立ててあるということで、隣、幾らも離れていないんですよ。少し隣、ホームセンターの駐車場で角だから、邪魔にはならないというふうに見たんですけれども、やっぱりホームセンターのほうで断られたんだと思うんですけれども、説明はそういうふうなあれだったんで、多分そうだと思うんですけれども。

○農業振興課（関田 毅君） ただいまの質問につきましては、申出の書類の中でも、やはり通信事業者のほうから出た書類の中で、やはり隣接地については全て断られて、ここしかなかったというふうに説明と写真がついていますので。はい、よろしくをお願いします。

○5番（山岸和男君） あと、もう一つ、ちょっとせつかくなんで聞きたいんですが、最近の携帯電話の無線局は、鉄塔型じゃなくて、ああいうふうに電柱型なのが主流なんですか。

○農業振興課（関田 毅君） 今回の通信事業者が ということになりまして、
さんについては、コンクリート柱、電柱みたいなもので設置しているというものになります。ただ、 さんとか、大きなものについては鉄塔のようなものもあります。

○5番（山岸和男君） じゃ、事業者によって違うということで。

○農業振興課（関田 毅君） 事業者によって違います。

○5番（山岸和男君） 随分コンパクトであれかなと思ったんですけれども、そうですか、はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案16については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでのよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定いたします。

次に、事案17から事案23について、担当からの説明をお願いします。

○農業振興課(関田 毅君) 続きまして、事案番号17から23で、分家住宅が2件、農家住宅が1件、敷地拡張が2件、店舗が1件、携帯無線基地局が1件でございます。

まず、事案番号17ですが、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻、子供と借家に居住しておりますが、手狭になってきたことから、所有者である母の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、計画者の実家に隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

続きまして、事案番号18、除外事由は農家住宅です。

こちらの案件につきましては、埼玉県が実施する中川の拡幅工事に伴う公共移転であり、自己所有地の中から、道路条件、同一自治会等を考慮し、選定しています。

計画地は、現在の自宅の目の前でございます。なお、計画地は、土地改良事業完了後8年未経過の土地ですが、今年度策定する加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に種類、位置及び規模を定め、除外を行います。

続きまして、事案番号19、除外事由は店舗です。

事業計画者は、小売業を営んでいます。

市道123号線が主要導線であること、周辺に競合小売店がないことから、コンビニエンスストアを計画するものです。

ドライバー等の休憩場所や日用品販売を行う上で最適な場所であるとして計画されています。

続きまして、事案番号20、除外事由は敷地拡張です。

事業計画者は、食品製造・販売業を営んでいます。

既存の施設では生産が追いつかなくなっていますが、生産ラインを止めることができないため、稼働中の施設以外を壊し、現在より大規模な工場への建て替えを計画しています。

計画地は、既存工場の隣接地であり、周辺の農地を分断することなく、既存の事業用地として一体利用ができるため、周辺の営農には支障は出ないと思われれます。

続いて、事案番号21、除外事由は敷地拡張です。

事業計画者は、土木業を営んでいます。

建設残土の発生が増えてきており、一時的に置く場所や増加する資材を置く場所を確保するため、敷地拡張の計画をしました。

計画地は、既存資材置場の隣接地であり、周辺の農地を分断することなく、既存の事業用地と一体利用ができるため、周辺の営農には支障は出ないと思われま

す。また、隣接する水路に土砂等が流出しないよう、敷地境界に擁壁を設置する予定です。

続いて、事案番号22、除外事由は分家住宅です。

事業計画者は、妻、子供と借家に居住しており、手狭になってきたことから、所有者である祖父の承諾を得て、今回の計画となっております。

計画地は、実家と隣接した場所であり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

事案番号23、除外事由は携帯無線基地局です。

事業計画者は、通信事業者で、当該地以外での地権者の承諾が得られなかったため、申出地の計画となりました。

なお、携帯無線基地局は公共性の高い事業であることから、計画者の事業計画で事業を進められるため、事案番号14、16と同様、本事案についても既に設置済みの案件となります。

事案番号17から23の説明は以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま担当からの説明のご意見がありました。本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） すみません、20番の案件なんですけれども、という工場が拡張ということなんですけれども、農用地、何か地域、この農振地域での工場の拡張、これはちょっと大きい面積みたいを感じるんですね、既存の工場と同じぐらいの敷地拡張、こういう制限というのはないのでしょうか。

（発言する人多数あり）

○農業委員会（小川修一君） すみません。で今、既存工場があつて、1.5倍に拡張するんじゃないかというようなイメージですよね。これ、何と云うたらいいのかな、

の東側、右側ですね、申出地で切つて、3か所の申出地があつて、一番右側の申出地がまず2種農地扱いなんです。一番左側、ちょっと県道を、ちょっと図面で県

道砂 っていうことで出ていますけれども、これ県道なんですけれども、この県道のすぐそばの申出地、一番左側が、これは1種農地、一番下、3つ目ですね、南側の申出地というのが、これ1種農地なんです。という中で、1種農地、2種農地の混在したところの敷地拡張のルールがございまして、先ほど申し上げた一番右側の申出地は2種農地ですので、必要性で拡張できるというところで、残りの一番左側、県道端の申出地とその南側、一番下側の申出地というのは住宅と接していますけれども、この部分で3分の1ですとか、そういったルールの中で拡張していけるという除外規定になります。

なので、シンプルな、みんな1種農地だったら1.5倍なんですけれども、その中の規定ではないんです。もう一つ違う規定がございまして、そちらを使った形です。そういう中で県の加須農林振興センターと調整をしているところです。

(「ありがとうございます」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ほかにございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 意見等はないようですので、確認いたします。

事案17から事案23については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) それでは、意見なしと決定します。

以上で、議案第7号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。

○農業振興課(関田 毅君) 農業振興課のほうから一言ご連絡なんですけれども、今年度、4月にもご報告させていただいたと思うんですが、令和3年度から、除外の申出が年1回から年2回になりましたということでお知らせしたかと思います。

今回の案件については、4月に申出の受付をしたものを今回、農業委員会さんのほうに諮らせていただいたところですが、10月の受付をしたものについては、また年明けた時期を見て、また意見をいただく形になりますので、よろしく願いいたします

以上です。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、相続による届出につきまして9件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

続いて、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますけれども、市街化区域の農地転用の届出について10件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地貸借の合意解約による届出18件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了しました。

これにて、議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長、柳田職務代理には、議事の進行、大変ご苦勞さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員の皆様方には、本当に今日は多い件数がありまして、長時間にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和3年第8回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時23分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年8月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 佐久間 尉 匡

署名委員 松 村 文 夫